

## 親子の心の診療における産科・精神科連携体制の提案に関する研究

研究分担者 川名 敬（日本大学医学部）

研究協力者 鮫島 浩二（さめじまボンディングクリニック）

### 研究要旨

晩婚化に伴い生殖補助医療への依存とともに、妊娠に至らなかった夫婦からの養子縁組のニーズが高まっている。特に特別養子縁組は近年増加の一途である。この潮流の中で、育児支援における医療機関や行政に対するニーズは変化しつつある。本研究では、特別養子縁組の養父母から見た親子支援についての問題を明らかにすることを目的とした。本年度は、研究倫理委員会の承認を得て、養父母に無記名アンケート調査を行った。特別養子縁組の監護期間中に育児支援の困難さ、養子への真実の告知等が浮き彫りとなった。来年度に予定しているより詳細な実態調査を行うための基礎資料を得ることができた。

### A. 研究目的

特別養子縁組制度は1988年に制定された制度で、児童福祉のための適切な環境に置かれない乳幼児が別の家庭で養育を受ける制度である。普通養子縁組と異なり、目的はこどもの福祉である。養親は結婚している必要があり、養子の年齢は6歳未満と定められている。また、実親との関係は終了することから、児童虐待防止のための1つの対策としても注目されている。近年、虐待死をはじめとする児童虐待が社会問題となっており、いわゆる社会的ハイリスク妊婦、特定妊婦等から生まれる乳幼児の中には、虐待防止の出口対策として特別養子縁組を行うことによって、こどものみならず、実母も虐待の被疑者になることから免れるという恩恵を受けられる。

一方で、近年の晩婚化によって、生殖補助医療を駆使しても、夫婦が実のこどもを授からないケースが少なくない。生殖補助医療が不成功に終わった夫婦にとって特別養子縁組は実子を得る機会となる。

日本では、H24年以前は、特別養子縁組件数

がほぼ毎年300件くらいであったものが、H25以降H27年度まで474, 513, 544件と増加の一途である。養父母となる夫婦のニーズと、社会的ハイリスク妊婦を中心とする育児不能の母親のニーズが合致していることが窺われる。

この件数増加にともない、社会的な問題が新たに生じてきた。養子縁組の民間あっせん団体が増え、無秩序なあっせんが進むと人身売買となる。それを規制するために、H30年4月から、養子縁組あっせん法が施行される。縁組自体の法的な整備は進んできたが、育児支援という意味での社会の対応は依然として不十分であり、かつ縁組をした養父母と養子の親子関係や育児、こどもの心の支援等は行政レベルでは動いていない。

今後、益々特別養子縁組が盛んになる日本社会においてこれらの親子の支援は、厚生行政にとって重要な課題と考えられる。

そこで本研究では、養父母が抱える育児支援の課題を浮き彫りにすることを目的とした。特に、養子となったこどもの心の発達に影響する因子もしくはそれを不安に考える養父母への

支援について探ることである。

## B. 研究方法

特別養子縁組を積極的に行っているさめじまボンディングクリニック院長の鮫島浩二先生が研究協力者として参画する。さめじまボンディングクリニックを中心とする全国の産婦人科医から成る「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、あんさん協）」を介して特別養子縁組を行った養父母を対象として、実態調査を行う。調査方法は、無記名アンケートとして、あんさん協のメンバー（19 施設）の協力を得て実態調査を行う計画である。本研究は、日本大学医学部研究倫理審査委員会の承認を得て実施している。

あんさん協では、H25 年 9 月から特別養子縁組を開始し、約 4 年が経過している。

本年度は、研究協力者の鮫島浩二先生のもとでパイロット調査を行った。養父母を対象として、背景、意識、育児不安、養子育児における問題点を問うこととした。

### （倫理面への配慮）

実態把握のためのアンケート調査は、すべて無記名アンケートとし、医学部研究倫理委員会の承認のもと、倫理的な配慮、個人情報保護を十分に確認してうえで実施される。

## C. 研究結果

あんさん協を介して特別養子縁組をした 57 組の養父母に対して、無記名アンケートを実施した。実施場所は、さめじまボンディングクリニックとした。回収率は 100% であり、全養父もしくは養母から回答を得た。養父 55%、養母 45% であった。養父の年齢分布は 40 歳以上が約 75%、養母の年齢分布は 40 歳以上が約 80%

であった。養子の性別は男女比が 1:1、縁組をした時の養子の年齢は、90% 以上が 0 歳であった。こどもの現在の年齢は 0-4 歳であるが、育児におけるこどもの行動で気になる点の問いでは、「特に無し」が 70% であったが、「困ることをされた、養親の傍を離れない、赤ちゃん返り」が 30% で認められた。養子である事実を伝えた養親は約半数であった。こどもが 2 歳以降で伝えているケースが約 7 割であった。

特別養子縁組のこどもを育てるうえで課題となっている点として、監護期間は“他人”扱いであるために育児支援を受けづらいこと、都道府県によって特別養子縁組制度の扱いが異なっていること、養育相談会等の育児支援事業に参加しにくい自治体があること、等が浮き彫りとなった。

## D. 考察

特別養子縁組の親子に関する調査研究は、国内ではまだ多くない。今後、国内で特別養子縁組の必要性が益々高まっていく中で、今回の調査が実施された。また、H30 年 4 月から施行される養子縁組あっせん法によって特別養子縁組のシステムが整備され、そのケアも進むことが期待される。法整備ののちに各自治体で実際的に何を行うべきかを明確にするための資料として、厚生行政に役立つことを目指している。

本研究で最も注視しているのは、養親の育児支援に必要なものと、養子となったこどもの心のケアに対する養親の対応、である。養子縁組という真実に直面した子どもと接する養親の取るべき姿勢や育児方針をサポートする体制構築に向けた一歩と考えられる。

今回の調査は、パイロットであるため、詳細は見えていない。

アンケート調査に回答した養親のうち、半数が養父であったことから、一般的な父親の育児

に対する関心度よりも養父は高い関心を持っていることと推察された。

また、今回の調査の限界として、養子の子どもがまだ4歳以下であるため、真実を伝える段階に至っていない親子が約半数を占めた。こどもが2歳くらいからは真実を伝え始めている。

この研究は長期的な継続が必要である。養子となった子どもの人間形成やこころの発達に養子縁組が影響をもたらすとの報告もあり、養親はそれを理解し、どのように対応していくかを精査していく予定である。

## E. 結論

特別養子縁組が増加している日本の現状に則した育児支援体制を構築する必要がある。その体制において、養子となった子どもと養親の関係と、子どものこころの発達の実態を把握するために更なる調査を行う必要がある。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

- (1) 鮫島浩二、親になりたい人を支える、親を支える、子どもを支える 特別養子縁組がもたらすもの、日本不妊カウンセリング学会誌、16: 28-34, 2017
- (2) 川名 敬、荻田和秀、鮫島浩二、健やか親子21（第2次）の推進に向けて、妊産婦の視点から見た児童虐待 産婦人科としての取り組み、子どもの心とからだ、25: 370-372, 2017

### 2. 学会発表

無し

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

## G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

### 1. 特許取得

特に無し

### 2. 実用新案登録

特に無し

### 3. その他

特に無し